

届出・申請書類等の郵送による受付について

届出・申請書類等を郵送する場合の手続き等についてお知らせします。

送付先：〒220-0041

横浜市西区戸部本町50番11号

横浜市西消防署 総務・予防課予防係

届出済印又は受付印が押印された届出書等の写しの返信を希望する場合

次の書類を同封して郵送してください。

- ・届出等の写し（消防署提出書類と同じもの。必要部数を同封してください）
- ・返信に必要な切手を貼付した返信用封筒（宛名、送付先を記載してください）

書類等の確認事項

- ・報告年月日の記載漏れはないですか（投函日を記載してください。）。
- ・届出者欄の記載漏れ等はないですか。
- ・届出書に記載した内容に誤りはないですか。
- ・届出等に必要な書類の添付漏れ、記載漏れ等はないですか。

<受付できない場合の例>

- ・横浜市西区以外の建物に関する届出等
- ・防火管理者講習の修了証の写しが添付されていない等
- ・異なる様式を使用している、添付書類の不足等
- ・記載事項に不備があり届出要件を満たしていない場合等

郵送等による届出時の留意事項

- ・郵送は、普通郵便、レターパックほか必要に応じて到達の確認が可能な書留等で送付して下さい。（郵便事故による書類不達は、消防署では責任を負いかねます）
- ・封筒に届出書名称を明記して下さい。（例「消防用設備等点検結果報告書在中」）
- ・記載漏れや誤り、書類の添付漏れがある場合は、書類の追記や不足している書類の提出が必要となるため、改めて送付するように指導することがあります。
- ・届出等の内容について、消防署から問い合わせする場合がありますので、担当者の氏名と連絡先等が分かるようにしてください。

※ 各届出書は、郵便法第四条第2項の信書及び民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第1項の『信書』に該当します。法令により、郵送または信書便事業者が行うサービス以外の方法による送付は認められません。

（信書便に関する制度概要は、総務省ホームページをご覧ください。）

受付にかかる期間と消防署からの写しの返信時期

郵送等による提出の場合は、持参による提出の場合のように書類の内容を窓口で確認できないため、受付に時間がかかることがあります。また、消防署の届出済印が押印された届出書の返信を希望する場合は、返送の手続きに時間がかかることがあります（消防署に到着後、1～2週間程度）ので、ご了承ください。

担当：西消防署総務・予防課予防係
西区戸部本町50番11号
045-313-0119